

津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱をここに公布する。

平成 22 年 9 月 1 日

津和野町長 下 森 博 之

津和野町告示第 45 号

津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「一般競争入札」とは、競争参加資格の条件を付して入札参加者を募り、入札後に競争参加資格確認審査を行い、落札者を決定する方法により行う入札をいう。

(対象建設工事等)

第 3 条 一般競争入札を実施する建設工事は、請負対象設計金額が 4,000 万円以上とし、測量、建設コンサルタント業務等は、請負対象金額が 1,000 万円以上とする。

2 請負対象設計金額が前項に規定する金額未満の建設工事等において、当該建設工事等の内容等に特別な理由があるものについては、一般競争入札の対象とすることができる。ただし、津和野町入札参加者指名審査会に諮り、一般競争入札によることが決定されたものに限るものとする。

(入札の公告)

第 4 条 一般競争入札に付そうとするときは、津和野町契約規則（平成 17 年津和野町規則第 37 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、掲示その他の方法により公告するものとする。

(競争参加の資格)

第 5 条 一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 当該建設工事等について、津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登録された者であること。

(3) 当該建設工事等に配置を予定する監理技術者又は主任技術者等が適正であること。

(4) 前条に規定する公告の日（以下「公告日」という。）から第 8 条第 1 項に規定する提出期限の日までの間に、津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名

停止等に係る措置要綱（平成 18 年津和野町告示第 60 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 町税の滞納がないこと。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(7) 当該一般競争入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ アからウまでと同視し得る資本関係又は人的関係

2 建設工事等の内容等により、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて次に掲げる条件を付することができる。

(1) 地理的条件（営業所等の所在地）

(2) 経営事項審査の評点又は等級に関する条件

(3) 建設工事等の施工実績その他建設工事等の施工能力を確保するために必要な条件

3 第 1 項第 3 号及び前項各号の条件は、当該建設工事の内容等に応じ、公告においてできるだけ具体的に明示するものとする。

4 第 2 項第 1 号の条件は、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱（平成 17 年津和野町告示第 64 号）第 2 条第 1 号の規定に準じて設定するものとする。

（参加資格の決定）

第 6 条 前条第 2 項に規定する条件は、第 18 条に規定する津和野町競争参加資格審査会（第 15 条及び第 16 条において「審査会」という。）の議を経て決定するものとする。

（共同企業体の取扱い）

第 7 条 一般競争入札には、共同企業体を参加させることができるものとする。

2 前項の場合においては、津和野町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 17 年津和野町告示第 67 号）の規定を準用するものとする。

（競争参加資格確認申請書の提出）

第 8 条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、公告に定める提出期限までに次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、第 5 号の書類は、公告において特に定めた場合に限るものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書（様式第 1 号）又は競争参加資格確認申請書（様式第 1 号の 2）

(2) 施行実績調書（様式第 2 号）又は業務実績調書（様式第 2 号の 2）

- (3) 配置予定技術者調書（建設工事）（様式第3号）又は配置予定技術者調書（業務委託）（様式第3号の2）
  - (4) 業態調書（様式第3号の3）
  - (5) 機械保有状況その他工事の施工能力に関する資料
- 2 前項第2号及び第3号の書類には、記載内容を証明する工事カルテ、資格証の写し等を添付するものとする。
  - 3 前2項に規定する申請書等の提出については、公告において明示するものとする。
  - 4 申請書は、参加希望者が持参（公告において特に定めた場合においては郵送等）により提出するものとする。この場合において、共同企業体を結成して参加するときは、当該共同企業体の代表者が提出者になるものとする。
  - 5 申請書の作成等に要する費用は、参加希望者の負担とするものとする。
  - 6 提出された申請書は、返却しないものとする。
  - 7 提出された申請書は、参加希望者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用しないものとする。
  - 8 申請書に虚偽の記載をした参加希望者に対しては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
  - 9 申請書の受付は、総務担当課において行うものとする。
  - 10 申請書の提出期限は、原則として、公告日の翌日から起算して7日（津和野町の休日を定める条例（平成17年津和野町条例第3号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く。）までとするものとする。
  - 11 申請書の受付期間及び受付場所、問合せ先その他申請書の提出に関し必要と認められる事項は、公告において明示するものとする。

（申請書の受理）

第9条 申請書の提出を受けた総務担当課は、前条第1項及び第2項の書類がそろっていることを確認したうえで申請書を受理するものとする。

- 2 総務担当課は、申請書を受理したときは、前条第1項第1号の書類に受付日を表示した受付印を押し、その写し1枚を参加希望者に交付するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第10条 設計図書等は公告後速やかに閲覧に供するものとし、閲覧の期間及び場所は公告において明示するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、設計図書等を配付することができる。この場合において、配付期間、配付場所及び配付方法を公告において明示するものとする。

（質問等）

第11条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書等の閲覧又は配付を開始した日の翌日から入札執行日の5日（休日を除く。）前までに設計図書に対する質

問書（様式第4号。以下「質問書」という。）により、受付場所へ持参し、又は郵送するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、申請書を提出したすべての者に対し設計図書に対する質問の回答書（様式第5号）により回答するものとする。

3 前2項に規定する設計図書等に対する質問及び当該質問に対する回答並びに質問書の受付時間及び受付場所については、公告において明示するものとする。

（入札の執行）

第12条 入札には、所定の期限までに申請書を提出した参加希望者を参加させるものとし、その確認は第9条第2項の規定により交付した申請書の写しを提出させる方法により行うものとする。

2 第1回の入札に際し、入札参加者に内訳書の提出を求めるものとする。

3 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格（以下「有効価格」という。）をもって応札があった場合は、入札執行者は落札決定を保留し、入札後有効価格で応札した者で金額の低い者から順に競争参加資格の審査を行い落札者を決定することを宣言して入札を終了するものとする。

4 前3項に規定する入札の執行については、公告において明示するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第13条 入札保証金及び契約保証金は、規約規則の定めるところによるものとし、公告において明示するものとする。

（入札の無効）

第14条 次に掲げる入札は、無効とするものとする。

（1）公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

（2）虚偽の申請を行った者がした入札

（3）入札に関する条件に違反した入札

（4）第8条第1項に規定する提出期限の日の翌日から入札の時点までに、指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者がした入札

（5）共同企業体と当該共同企業体の構成員である者とは、同一建設工事の一般競争入札に参加し応札した場合のその両者が行った入札

（6）その他入札の時点において競争参加資格のない者がした入札

（競争参加資格の確認及び落札者の決定）

第15条 競争参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に審査会の議を経て行うものとする。

2 競争参加資格の審査は、有効価格で応札した者を対象として、応札した金額の低い順に実施し、競争参加資格を満たしている者1名が確認できるまで行うものとする。

- 3 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。
- 4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、第2項の審査において競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 前各項に規定する競争参加資格の確認及び落札者の決定に係る手続きについては、公告において明示するものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第16条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第4項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（様式第7号）により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項に規定する要請書を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、審査会の議を経て回答書（様式第8号）により回答するものとする。

- 3 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明については、公告において明示するものとする。

（入札結果等の閲覧）

第17条 一般競争入札に付した建設工事等については、津和野町公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成17年津和野町告示第69号）の定めるところによるほか、次に掲げる入札結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。

- （1）申請書を提出した業者名を記載した書類
- （2）競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由を記載した書類
- （3）入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類

（津和野町競争参加資格審査会）

第18条 競争参加資格の決定、確認等を行うため、津和野町競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

- 2 審査会は、津和野町入札参加者指名審査会をもって充てる。
- 3 審査会の運営については、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱（平成17年津和野町告示第64号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に公告を行う建設工事等の一般競争入札について適用する。

様式第1号（第8条関係）

競争参加資格確認申請書

年 月 日

津和野町長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記の工事に係る競争参加資格の確認を申請します。

記

工 事 名	
許 可 番 号	国土交通大臣 知事（ ー ）第 号
有資格業種 及び点数	工 事 点
経営事項審査 基準日	年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 施工実績調書（工事カルテ等の資料を含む。） <input type="checkbox"/> 配置予定技術者調書（資格者証の資料を含む。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 者	（氏 名） TEL : FAX :

受付印欄	注 意 事 項
	1 申請書を受付けた後、窓口でこの用紙の写し1枚を交付しますので、受け取って保管し、入札時に持参してください。 2 前項の写しは、津和野町が申請を受付けたことを証するものであって、入札参加資格が充足されていることを確認したものではありません。 3 入札参加資格の審査は、入札終了後に行います。

様式第1号の2（第8条関係）

競争参加資格確認申請書

年 月 日

津和野町長 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記の業務に係る競争参加資格の確認を申請します。

記

業 務 名	
登 録 部 門	
登 録 番 号	登録（更新・追加）年月日： 年 月 日 登録番号：第 号
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 業務実績調書（業務カルテ等の資料を含む。） <input type="checkbox"/> 配置予定技術者調書（資格者証の資料を含む。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
担 当 者	（氏 名） TEL： FAX：

受付印欄	注 意 事 項
	<p>1 申請書を受付けた後、窓口でこの用紙の写し1枚を交付しますので、受け取って保管し、入札時に持参してください。</p> <p>2 前項の写しは、津和野町が申請を受付けたことを証するものであって、入札参加資格が充足されていることを確認したものではありません。</p> <p>3 入札参加資格の審査は、入札終了後に行います。</p>

様式第2号（第8条関係）

施 工 実 績 調 書

工 事 名			
施 工 場 所			
発注機関名			
工 期	(着工)	年 月 日	
	(完成)	年 月 日	
契 約 金 額			円
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体		
工 事 概 要			
項 目	形式・数量等	項 目	形式・数量等

様式第2号の2（第8条関係）

業 務 実 績 調 書

業 務 名			
業 務 場 所			
発注機関名			
業 務 期 間	(着工)	年	月 日
	(完成)	年	月 日
契 約 金 額	円		
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体		
業 務 概 要			
項 目	形式・数量等	項 目	形式・数量等

様式第3号（第8条関係）

配置予定技術者調書（建設工事）

ふりがな 氏名				
生年月日	年 月 日			
工事名				
配置の優先順位	1 2 3			
資格区分				
監理技術者証	<input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日交付） <input type="checkbox"/> 無			
従事中の工事	<input type="checkbox"/> 有（完成期限 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無			
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 申請日前3ヶ月以上の雇用関係がある。 <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない。 <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない。			
配置予定技術者の工事経験 （以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要）				
工事名				
発注機関名				
工期	（着工） 年 月 日 （完成） 年 月 日			
工事概要	項目	形式・数量等	項目	形式・数量等

- 備考1 複数の配置技術者を届出の場合は、配置の優先順位を表示（該当順位に○印を付す。）すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。
- 2 届出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。
- 3 届出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

様式第3号の2（第8条関係）

配置予定技術者調書（業務委託）

ふりがな 氏名				
生年月日	年 月 日			
業務名				
配置の優先順位	1 2 3			
資格区分				
従事中の業務	<input type="checkbox"/> 有（完成期限 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無			
雇用状況等	<input type="checkbox"/> 申請日前3ヶ月以上の雇用関係がある。 <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない。			
配置予定技術者の経験				
（以下は、配置技術者の要件として経験が求められていない場合は記入不要）				
業務名				
発注機関名				
業務期間	（着工） 年 月 日 （完成） 年 月 日			
業務概要	項目	形式・数量等	項目	形式・数量等

- 備考1 複数の配置技術者を届出する場合は、配置の優先順位を表示（該当順位に○印を付す。）すること。このとき、技術者の配置は優先順位第1位の者から配置を行うものとし、上位順位者が他工事への配置が決定したことにより配置できなくなったときは、次順位者の配置を認めるものとする。
- 2 届出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。
- 3 届出た配置技術者が配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることもある。

様式第3号の3 (第8条関係)

業 態 調 書

年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
建設業許可番号

㊟

1 資本に関する事項

(1) 会社法第2条第4号に規定する親会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(2) 会社法第2条第3号に規定する子会社

商号又は名称	建設業の許可番号

(3) 役員等の兼任に関する事項

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	建設業の許可番号	役職

(注) 1 記入欄が足りない場合には、適宜記入欄を追加して用いること。

2 「建設業の許可番号」の欄には、測量・建設コンサルタント業者の場合は記入しない。当該他社の建設業の許可番号が分からない場合には、当該他社の主たる営業所の住所を記入すること。

3 「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）を記入すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

様式第4号（第11条関係）

設計図書に対する質問書

年 月 日

津和野町長 様

（質問者）

Ⓜ

工事名：

質問事項	要 旨

第 号  
年 月 日

様

津和野町長

印

設計図書に対する質問の回答書

設計図書に対して質問がありましたので、下記のとおり回答します。

工 事 名		
質問事項	回 答	

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

津和野町長

印

競争参加資格審査結果通知書

あなたの申請を審査した結果、競争参加資格がないことが確認され、あなたの行った入札は無効となりましたのでお知らせします。

記

工 事 名	
入 札 日	年 月 日
競争参加資格がないと認めた理由	

※競争参加資格がないと認めた理由の説明を求める場合は、津和野町長あて書面により提出してください。

(1) 提出先 津和野町役場 総務担当課

(2) 提出期限 年 月 日

様式第7号（第16条関係）

競争参加資格がないとされた理由の説明要請書

年 月 日

津和野町長 様

1. 説明要請者の住所、氏名等

住所又は所在地

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

印

2. 説明要請の対象となる工事名

工事名

3. 説明要請に係る事項

4. 3の主張の根拠となる事項

様式第8号（第16条関係）

回 答 書

年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

様

津和野町長

⑩

年 月 日付けで要請のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

回 答	
-----	--